

帰還困難区域（双葉町）において下宿業及び飲食業を営んでいた申立人らの営業損害（逸失利益）について、平成22年に下宿の一部をリフォームしたため同年中の稼働部屋数が少なかったことを考慮し、リフォームが完了した平成23年以降の原発事故がなかった場合に想定される売上高を平成22年よりも増額して算定し、また、当該増額分の売上原価については直接請求手続における宿泊業の基準（40%）を見直して申立人らの原発事故前の確定申告の数値を参考に算定するなどした結果、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年3月分以降の損害（年間逸失利益の2倍分）として、直接請求手続における既払金とは別に、追加賠償がされた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2（以下、併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、本件事故に関し、下記損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

1 損害項目 営業損害（逸失利益）

損害期間 平成23年3月11日から平成27年2月末日

和解金額 356万4195円

2 損害項目 被申立人による平成27年6月17日付けプレスリリース「法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」1.（2）（平成27年3月以降）に基づく営業損害

和解金額 178万2100円

和解金額合計 534万6295円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（1については、同項記載の損害期間に限る。）に対する和解金として、既払金7970万235円のほか、第1項の和解金額合計金534万6295円の支払い義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（1については、同項記載

の損害期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月25日

(仲介委員 上妻 英一郎)